

中国運輸広報



国土交通省

許認可事項

◎一般乗合旅客自動車運送事業の事業計画変更について次のとおり認可した。

申請者	大森タクシー株式会社		
運行の態様	路線不定期		キロ程
路線	鳥取市河原町北村329番地1の先	鳥取市河原町曳田133番地1の先	6.9
	鳥取市河原町中井出会橋北端交差点	鳥取市河原町神馬19番地1の先	3.8
運行系統	西郷線		
認可年月日	平成25年1月25日		
備考	路線延長		

◎一般乗用旅客自動車運送事業の経営について、次のとおり許可した。

申請者の氏名又は名称	営業区域	営業所の名称・位置	営業所別配置車両数	許可年月日	備考
原田 一生 (介護タクシーこはる)	山口県	本店営業所 山口県大島郡周防大島町 大字棕野2067-1	1両	H25.1.22	(業務の範囲) 福祉輸送事業 限定
有限会社大和コーポレーション 代表取締役 高橋陽子	広島県	五日市営業所 ケアタクシーなぎさ 広島市佐伯区五日市町美 鈴園36-2	2両	H25.2.1	(業務の範囲) 福祉輸送事業 限定

◎一般乗用旅客自動車運送事業の譲渡譲受について、次のとおり認可した。

譲渡人	譲受人	認可年月日	備考
株式会社広島タクシー 代表取締役 小野 正博 (広島県広島市西区西観音町15番1号)	株式会社さくらタクシー 代表取締役 藤谷 繁盛 (広島県広島市西区楠木町3丁目2番26号)	H25.1.29	一部譲渡

平成25年2月5日

中国運輸広報

第283号

株式会社広島タクシー 代表取締役 小野 正博 (広島県広島市西区西観音町15番1号)	祇園交通株式会社 代表取締役 原田 裕二 (広島県広島市安佐南区山本3丁目8番14号)	H25. 1. 29	一部譲渡
株式会社広島タクシー 代表取締役 小野 正博 (広島県広島市西区西観音町15番1号)	有限会社日の丸タクシー 代表取締役 中須 信夫 (広島県安芸郡熊野町貴船1番16号)	H25. 1. 29	一部譲渡
株式会社広島実業 代表取締役 井尻 純一 (広島県広島市西区庚午北1丁目23番11号)	株式会社日の出タクシー 代表取締役 宗盛 勝幸 (広島県広島市中区船入町5番5号)	H25. 1. 29	一部譲渡
服部 徳夫 (島根県邑智郡邑南町三日市22番3)	有限会社出羽運送 代表取締役 服部 徳夫 (島根県邑智郡邑南町三日市22番3)	H. 25. 1. 29	全部譲渡 (福祉輸送事業限定)

◎ 一般乗用旅客自動車運送事業の廃止届を受理した。

事業者名	営業区域	営業所の位置	廃止年月日	備考
三浦 武次郎	呉市A	広島県呉市本通	H25. 1. 25	一人一車制

◎ 一般貨物自動車運送事業の経営について、次のとおり許可した。

中国自貨	申請者	主たる事務所	車両数	許可年月日	備考
250	(株)川崎クレーン	鳥取県鳥取市賀露町西3丁目63	5	H25. 1. 29	利用有
251	王子貨物(株)	広島県福山市山手町5丁目9番14-10号	5	H25. 1. 29	利用有
254	鳥取西部農業協同組合	鳥取県米子市東原1-5-16	2	H25. 1. 29	霊柩
249	福寫 健一	鳥取県西伯郡大山町名和745-1	5	H25. 1. 29	利用有

◎ 事業（貨物自動車運送事業・利用運送事業）廃止の届出について、次のとおり受理した。

事業者名	住所	廃止年月日	備考
(株)たかた	広島市安芸区上瀬野町619番地473	H25. 1. 25	霊柩（利用無）

中国運輸広報（発行日毎月5日、15日、25日 休日の場合はその翌日）

公 示

中国運輸局公示第 70 号

公 示

回送運行許可を受けた者に対する
行政処分等の基準について

回送運行許可を受けた者に対する行政処分等の基準を別紙のとおり定めたので公示する。

平成25年 2 月 1 日

中国運輸局長 小 橋 雅 明

回送運行許可を受けた者に対する行政処分等基準

回送運行許可事業者（以下「事業者」という。）の法令違反について、道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「法」という）第36条の2（法第73条第2項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定に基づく許可の取消し等行政処分等を行う際の基準及び貸与を行わない期間を下記のとおり定め、行政処分等を行うときは、この基準によるものとする。

記

1. 通則

- （1）本基準における回送運行許可事業者とは、自動車の回送を業とする者で法第36条の2第1項の規定に基づき中国運輸局長の許可を受けたものをいう。
- （2）行政処分の種類は、許可の取消処分、回送運行許可証及び回送運行許可番号標（以下「許可証等」という。）の全部返納処分及び一部返納処分とする。なお、これに至らないものは文書警告とし、行政処分とこれをあわせたものを「行政処分等」という。
- （3）本基準における「初違反」とは、回送運行許可の有効期間内の違反について、当該違反を確

認した日までに同一営業所において同一の違反による行政処分等がない場合における当該違反をいう。

- (4) 本基準における「再違反」とは、回送運行許可の有効期間内の違反について、当該違反を確認した日までに同一営業所において同一の違反による行政処分等を1度受けている場合の当該違反をいう。
- (5) 本基準における「再々違反」とは、回送運行許可の有効期間内の違反について、当該違反を確認した日までに同一営業所において同一の違反による行政処分を2度以上受けている場合の当該違反をいう。
- (6) 違反行為については、当該違反行為を行った営業所及び事業者に対して、別表に掲げる違反行為ごとの基準点数（以下「違反点数」という。）を付与・累計する。
- (7) 違反点数の累計期間は回送運行許可の有効期間とし、有効期間の満了日をもって当該違反点数は消滅するものとする。
- (8) 事業者が、有効期間満了後に引き続き新たな許可を受けた場合において、従前の許可期間内の違反が確認された場合は、当該違反行為を確認した日をもって行政処分等を行うこととする。
- (9) 行政処分等については、営業所及び事業者単位に付与・累計された違反点数に応じ、別表に掲げる内容を行うものとする。
- (10) 許可証等の返納処分について1組未満の端数が生じた場合は、切り上げにより返納させることとする。
- (11) 法第36条の2第9項に規定する回送運行許可証の交付及び回送運行許可番号標の貸与を行わない期間は、営業所単位に付与・累計された違反点数に応じ、別表に掲げる期間を定める。
- (12) 行政処分等を行う場合は、原則として事業者を運輸支局等又は中国運輸局に呼び出して事業の改善について指導を行うとともに、その状況について、処分の日から1ヶ月以内に報告を行うよう措置する。
- (13) 違反行為を行った事業者に対し行政処分等を行う場合において、当該違反行為に係る営業所が廃止（以下「廃止営業所」という。）されたときは、当該違反行為は、当該廃止営業所と同一の運輸支局等の管轄区域に所在する営業所のうち廃止営業所の最寄りの営業所に係るものとして取り扱うものとする。ただし、廃止営業所と同一の運輸支局等の管轄区域に営業所が存在しない場合にあっては、中国運輸局の管轄区域に所在する営業所のうち廃止営業所の最寄りの営業所に係るものとする。

2. 事業者に対し行政処分等を行うべき法第36条の2第7項第1号から第4号までに規定する違反事項の具体的内容については、次のとおりとする。

(1) 道路運送車両法第36条の2第7項第1号関係

- ① 許可を受けた者以外に許可証又は許可番号標を利用させた場合。
- ② 許可証の交付を受けた営業所以外の営業所に許可証又は許可番号標を利用させた場合。
- ③ 自ら回送自動車以外の自動車に許可証又は許可番号標を利用した場合。
- ④ 管理不適切が原因で第三者に許可証又は許可番号標を利用された場合。

(2) 道路運送車両法第36条の2第7項第2号関係

- ① 継続検査を受検する目的のみに使用するなど、本来の事業目的と異なる 回送を行った場合。
- (3) 道路運送車両法第36条の2第7項第3号関係
- ① 有効期間が経過しているにも関わらず、交付申請手続を行わずに引き続き使用した場合。
- (4) 道路運送車両法第36条の2第7項第4号関係
- ① 懈怠又は故意により、許可証等の返納をしなかった場合。
- ② 管理不適切等の理由により許可証等を紛失し、これにより返納し得ない場合。
- ③ 条文中「正当な理由」とは、次により判断する。
- ・ 期間満了日直前の回送運行において長距離の回送を行っていた等の正当な事由がある場合。
 - ・ 天災又はその他のやむを得ない事由がある場合。
- ④ 事業者が許可証等を紛失した場合において、当該許可証等について無効の告示を行った場合には、当該告示の日をもって有効期間が満了した日として取り扱う。

附 則

(適用時期)

- 1 本基準は、平成25年2月1日以降の行政処分等から適用する。
- 2 中国運輸局回送運行許可行政処分基準（平成15年12月26日中国技管第3065号）は廃止する。

【別表】

違反行為ごとの行政処分等基準

違反行為		基準点数		
適用条項	事項	初違反	再違反	再々違反
車両法第36条の2 第7項第1号	回送運行許可証又は回送運行許可番号標が回送自動車以外の自動車のために利用されたとき。			
	①臨時・偶発的と認められるもの	3点		
	②反復継続・計画的と認められるもの	5点	7点	9点
車両法第36条の2 第7項第2号	回送運行許可証に記載された回送の目的に従わないで回送自動車を運行の用に供したとき。			
	①臨時・偶発的と認められるもの	3点		
	②反復継続・計画的と認められるもの	5点	7点	9点

車両法第36条の2 第7項第3号	回送運行許可証に記載された有効期間外に回送自動車を運行の用に供したとき。			
	①臨時・偶発的と認められるもの	3点		
	②反復継続・計画的と認められるもの	5点	7点	9点
車両法第36条の2 第7項第4号	正当な理由がないのに、回送運行許可証の有効期間満了後3日以内に、当該回送運行許可証及び回送運行許可番号標を地方運輸局長等に返納しなかったとき。			
	①懈怠又は故意により3日以内に返納しなかった場合	1点	2点	3点
	②管理不適切等の理由により許可証等を紛失し、これにより返納し得ない場合	2点	4点	6点
行政処分等の内容及び交付・貸与を行わない期間		付与・累計された違反点数		
回送運行許可取消		20点		
違反営業所の許可証等の全部返納及び6ヶ月間の交付・貸与の停止		15～19点		
違反営業所の許可証等の50%返納及び3ヶ月間の交付・貸与の停止		11～14点		
違反営業所の許可証等の20%返納及び2ヶ月間の交付・貸与の停止		7～10点		
違反営業所の許可証等の1組返納及び1ヶ月間の交付・貸与の停止		4～6点		
文書警告		1～3点		

発行者 国土交通省中国運輸局
 編集責任者 中国運輸局総務部総務課
 住所 〒730-8544
 広島市中区上八丁堀6番30号
 TEL 082-228-3434 FAX 082-227-9797
 URL <http://www.tb.mlit.go.jp/chugoku/>
 E-mail chugoku-soumu@cgt.mlit.go.jp